

松川 CLUB 概要

R7. 4. 1 改定

【目的】

スポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「地域移行」）が示される中で、地域の実情をふまえ、地域・学校・行政が協働のもと、こどもたちが主体的・持続的にスポーツ・文化活動等に取り組めるよう機会創出を行う。

【活動】

本 CLUB は、各団体において前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- （１）各種スポーツ活動
- （２）文化学習活動
- （３）レクリエーション活動
- （４）その他本クラブの目的達成に必要な活動

【構成】

本 CLUB は登録された団体をもって構成する。

【活動・指導者指針】

登録された団体は長野県中学生期の活動指針を遵守し、その活動は土日どちらか 3 時間までとする。

登録された指導者は別紙「松川 CLUB 指導者登録届」に記載のある松川 CLUB 指導者規定を順守するものとする。

【指導者謝金】

登録された指導者には、下記のとおり町から謝金が支払われる。

1, 500 円／1 時間（3 時間上限/1 回・各クラブ 2 名まで）

但し、活動の内容や会員数により、事務局との事前協議において事務局が必要と判断した際は、3 人までとすることができる。

【指導者月報】

登録された指導者は、月ごとに月報を町へ提出する。

【年会費】

各団体受け入れ中学生ひとりにつき¥12,000-／年（月割 1,000 円）とし、四半期毎に（4、7、10、1 月）納入する。

納入金額は「4 月 1 日／7 月 1 日／10 月 1 日／1 月 1 日」時点のクラブ員数に基づき算出し、納入後はクラブ員の脱退を理由にした返金を行わない。

(例)	【第 1 期】			【第 2 期】			【第 3 期】			【第 4 期】		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
クラブ員数	25	27	30	30	29	28	28	24	27	24	24	23
請求額	25,000×3 か月分			30,000 円×3 か月分			28,000 円×3 か月分			24,000 円×3 か月分		

途中月で松川クラブへ加入した団体の会費の取り扱いについては、加入月の登録クラブ員数を基準とし四半期ごとの残りの月数を乗じて算出する。

(例) 5 月加入の場合	【第 1 期】			【第 2 期】			【第 3 期】			【第 4 期】		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
クラブ員数	0	27	30	30	29	28	28	24	27	24	24	23
請求額	27,000×2 か月分			30,000 円×3 か月分			28,000 円×3 か月分			24,000 円×3 か月分		

(例) 6 月加入の場合	【第 1 期】			【第 2 期】			【第 3 期】			【第 4 期】		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
クラブ員数	0	0	30	30	29	28	28	24	27	24	24	23
請求額	30,000×1 か月分			30,000 円×3 か月分			28,000 円×3 か月分			24,000 円×3 か月分		

(例) 7 月加入の場合	【第 1 期】			【第 2 期】			【第 3 期】			【第 4 期】		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
クラブ員数	0	0	0	30	29	28	28	24	27	24	24	23
請求額	0 円			30,000 円×3 か月分			28,000 円×3 か月分			24,000 円×3 か月分		

【スポーツ保険】

登録された指導者および中学生のスポーツ保険を町が付帯する。